

**第4章 住宅政策の目標と施策の展開**  
**第2節 目標を達成するための施策の体系について**

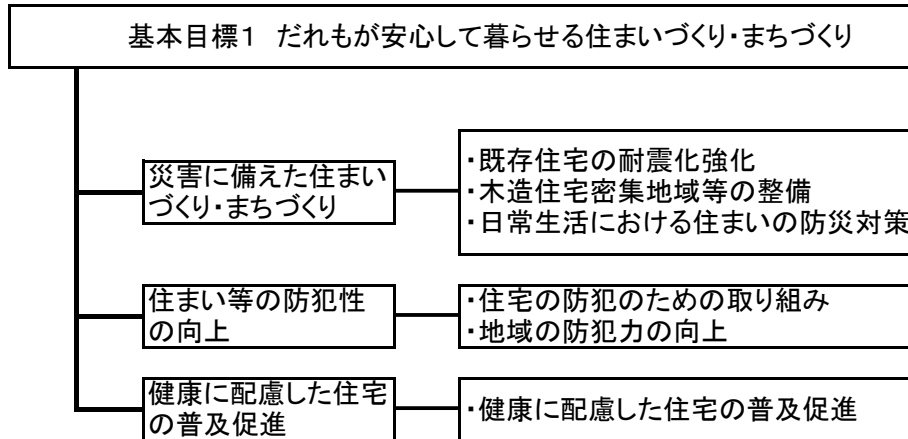
**骨子（案）**

平成28年11月10日版
--------------

第4章 住宅政策の目標と施策の展開

第2節  
目標を達成するための施策の体系

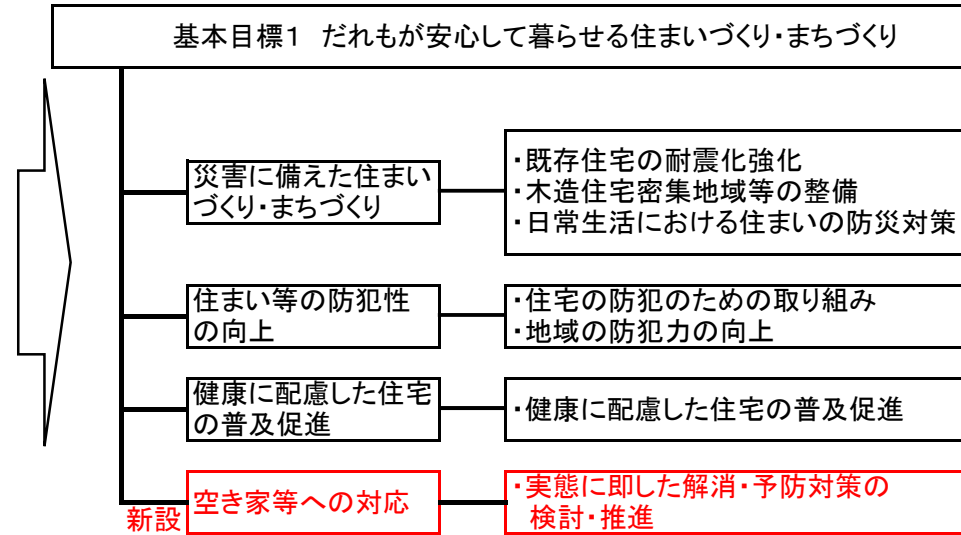
(第3次)



<課題1の見直しの視点より>

- より一層の防災性の向上が求められている。
- 住宅と共に地域の防犯対策の向上が望まれている。
- アスベスト及びシックハウス対策についての継続取り組みの必要がある。
- 新たに空き家等への対応が求められている。

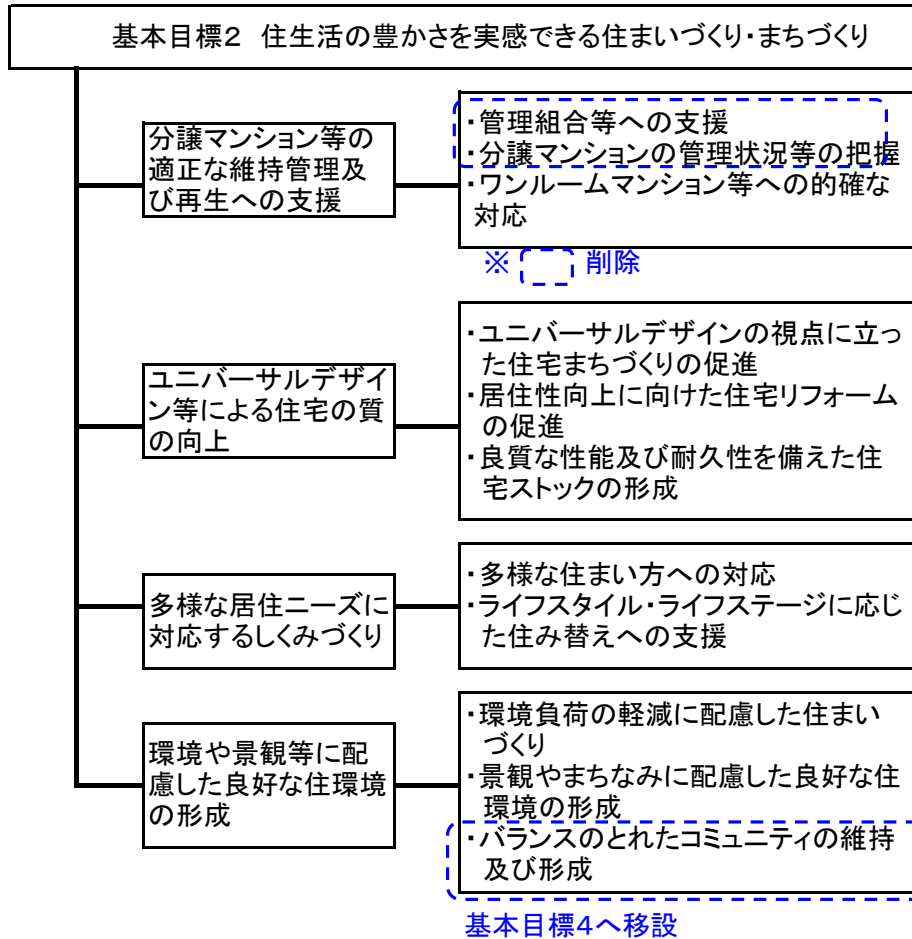
(第4次)



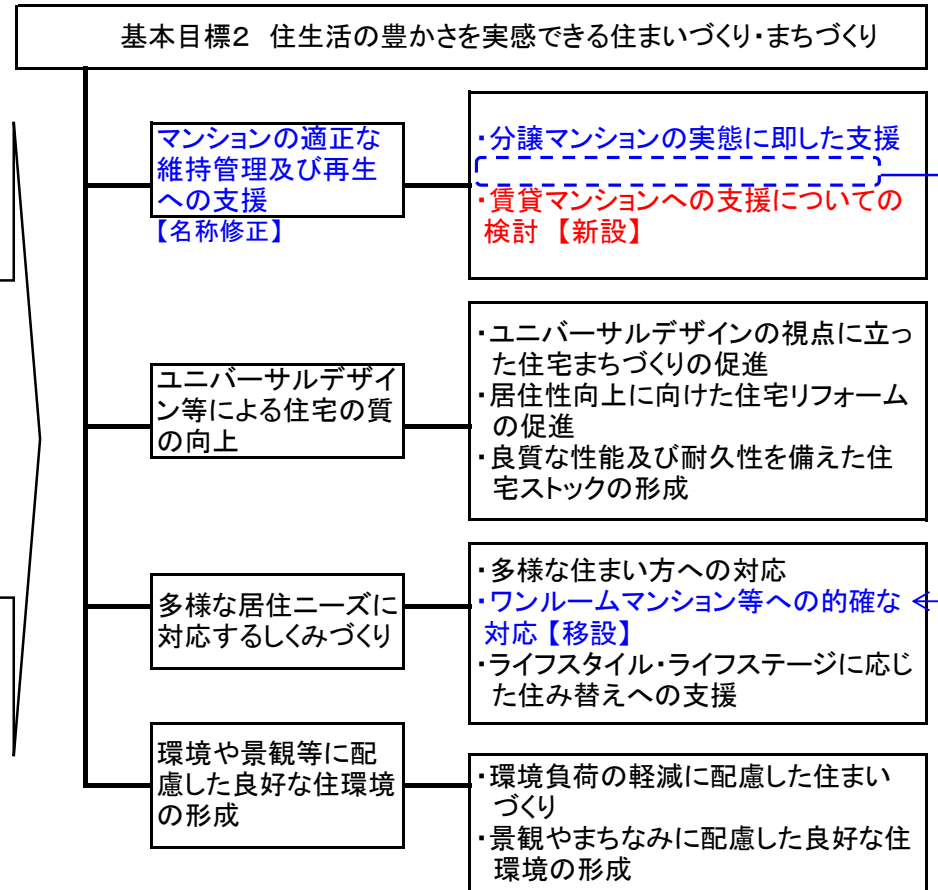
<見直しの方向性>

- ◎全体に取り組みを強化した内容に修正する。
- ◎空き家等への対応を新設する。

(第3次)



(第4次)



<課題2の見直しの視点より>

- 分譲マンション等に対するより一層の支援が求められている。
- 賃貸マンションの管理の適正化と再生の促進のための検討が求められている。

<課題3の見直しの視点より>

- 住宅の快適性、利便性の向上と、住環境の向上及び効率的なエネルギー利用の推進について、より一層の取り組みが求められている。

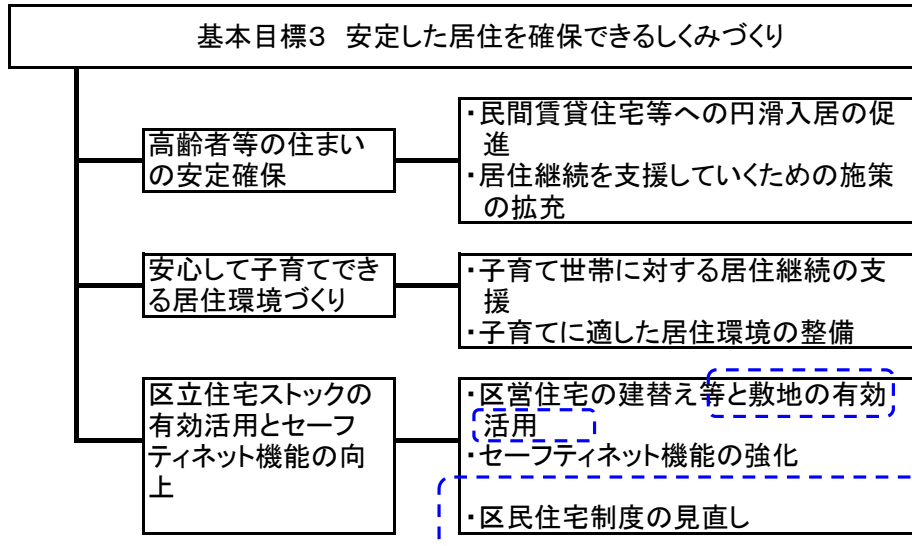
<課題7の見直しの視点より>

- ワンルームマンションに対する一層の取り組みが求められている。
- シェアハウス等の多様な住まい方への対応の検討が求められている。

<見直しの方向性>

- ◎中項目「分譲マンション等の適正な維持管理及び再生への支援」を分譲マンション及び賃貸マンションを「マンション」に統一した名称に修正する。
- ◎分譲マンションについては「管理状況等の把握」を「実態に即した支援」に変更し、管理組合等を対象に含めた支援に修正する。
- ◎課題項目の新設により、「賃貸マンションへの支援についての検討」を小項目に新設する。
- ◎全体に取り組みを強化した内容に修正する。
- ◎「バランスのとれたコミュニティの維持及び形成」を、基本目標4に中項目以下を新設したため移設する。

(第3次)



※「区民住宅制度の見直し」削除

<課題4の見直しの視点より>

○高齢者世帯及び子育て世帯に対するより一層支援の充実が求められている。

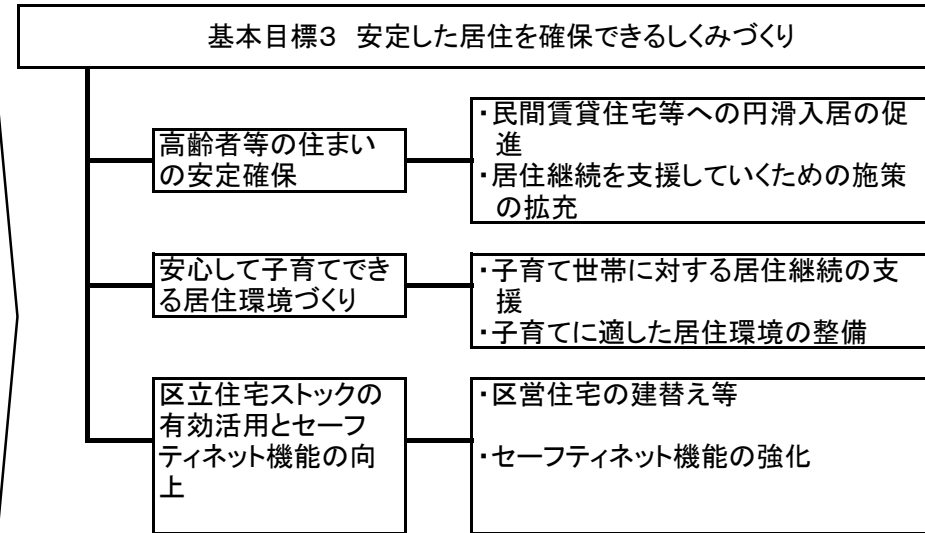
<課題5の見直しの視点より>

○区立住宅のセーフティネット機能の強化とライフスタイルの多様化への対応が求められている。

<課題7の見直しの視点より>

○自力での住宅確保が困難な世帯への対応が求められている。

(第4次)



<見直しの方向性>

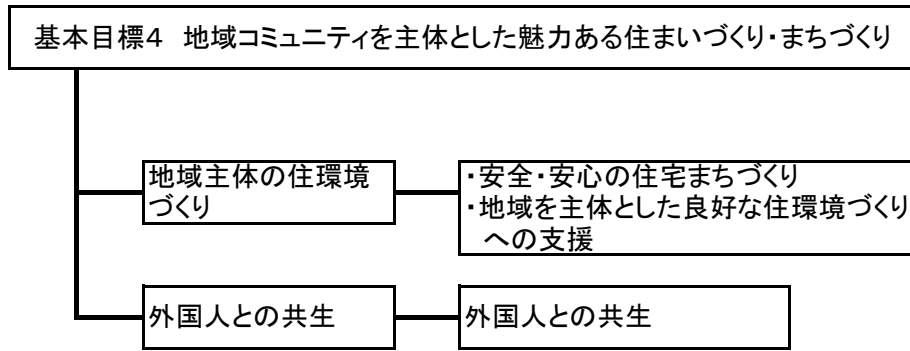
◎全体に取り組みを強化した内容に修正する。

◎区営住宅の「敷地の有効活用」は、弁天町コーポラスに係る再編整備が終了したため、削除する。

◎「区民住宅制度の見直し」は、特定住宅制度の創設により解消したため削除する。

◎「自力での住宅確保が困難な世帯」については、「高齢者等の住まいの安定確保」を強化することにより対応する。

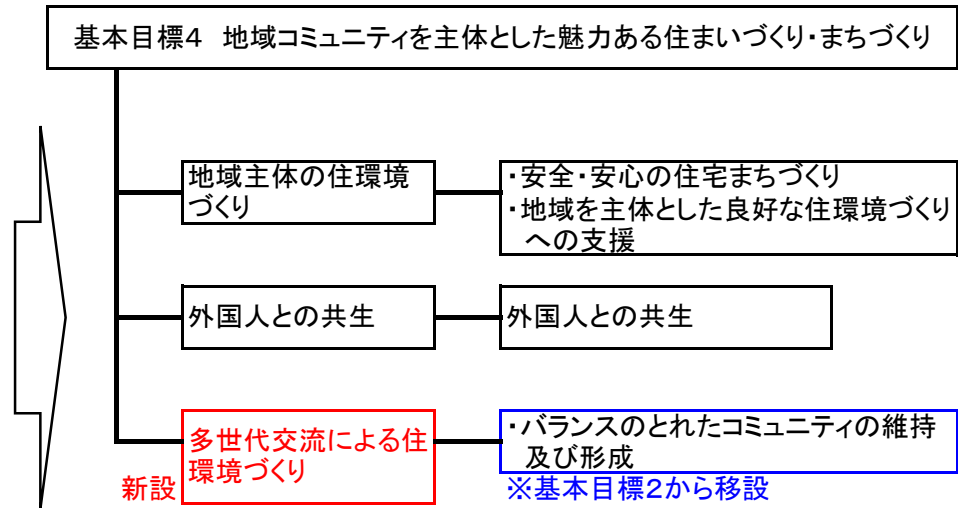
(第3次)



<課題6の見直しの視点より>

- 多世代交流による、助け合い支え合う地域社会と住環境づくりが求められている。
- 外国人との共生や、地域の特性を生かした住環境づくりへの一層の取り組みが求められている。

(第4次)



<見直しの方向性>

- ◎全体に取り組みを強化した内容に修正する。
- ◎”多世代交流による住環境づくり”の項目新設につき、「バランスのとれたコミュニティの維持」を小項目に基本目標2から移設する。